

事業報告

平成27年4月1日から平成28年3月31日

地域社会の健全な発展を目的として、道路及び鉄道トンネル、地下駅・地下街等における移動通信サービスの不感対策を実施するため、移動通信用中継施設を整備、維持管理し、これらの施設を移動通信の業務を行う者の利用に供することにより、移動通信サービスの充実を図ることを通じて、一般市民に対する事故や災害発生時の通信確保などの安心・安全の提供、ビジネスや各種社会活動の活発化・効率化の実現に寄与することを目的として取り組みを行った平成27年度の事業報告を行う。

I 公益目的事業（公1）

1 電波遮へい対策事業

(1) 電波遮へい対策施設の整備

平成27年度は、表-1に示すとおり、地下駅等対策349施設、高速道路等の道路トンネル対策180施設及び新幹線等の鉄道トンネル対策84施設等を含め750施設を整備する計画であった。平成27年度の完了施設数は、中間見直し計画の750施設に対して1施設増の751施設、施設整備費は中間見直し計画22,253百万円に対して1,205百万円減の21,048百万円となった。

なお、施設整備費の中間見直し計画に対する主な差分は、北陸新幹線（高崎～安中榛名間）の工事遅延による翌年度繰り延べなどによるものである。

平成26年度開発に取り組んだ、新たな周波数（注1）を追加した新装置の平成27年度からの本格導入に向け施設管理者との協議を上期から実施し、下期には監視制御ネットワークの構築を含め本格導入を開始している。

注1：携帯電話事業者が既に国から周波数の割当てを受け、閉空間以外の場所で使用中又は使用予定の周波数であって、電波遮へい対策事業に使用している本協会の中継設備において現在対応していない周波数

表-1 平成27年度電波遮へい対策施設数

	当初計画 (参考)	中間見直し 計画	平成27年度完了施設数						差分 B-A
			計(A)	新規対策	品質改善	MIMO化	事業者設備追加	その他	
地下駅等	272	297	27	87	78	91	14	297	0
地下街	39	51	0	13	2	13	20	48	-3
地下駐車場	2	1	0	0	0	1	0	1	0
地下駅等 小計	313	349	27	100	80	105	34	346	-3
道路トンネル	181	180	133	3	0	34	19	189	9
鉄道トンネル	52	84	29	1	0	49	14	93	9
地下駅等駅間	198	137	78	29	0	13	3	123	-14
総計	744	750	267	133	80	201	70	751	1

主な取組みは以下のとおり

① 地下駅等・地下街・地下駐車場対策

既対策施設の需要増に対応するため、品質改善（容量分散工程含む）、MIMO化（注2）など計349施設を整備する計画であった。

地下駅等対策の完了施設数は中間見直し計画349施設に対し346施設、施設整備費は中間見直し計画5,909百万円に対して5,411百万円となった。

主な取組みとして東京地下鉄他、品質改善（容量分散工程含む）100施設、MIMO化（注1）80施設等を完成した。

注2：Multiple-Input and Multiple-Output、無線通信において送信機と受信機の双方で複数のアンテナを使い通信品質を向上させるスマートアンテナ技術の一つ

② 道路トンネル対策

高速道路及び直轄国道の500m以上のトンネルを交通量・ニーズ等を勘案し対策を進めているが、道路トンネル対策の完了施設数は平成26年度からの継続分を含めた新規対策133施設など中間見直し計画180施設に対し189施設、施設整備費は中間見直し計画3,791百万円に対して3,647百万円となった。

主な取組みとして、第二東海自動車道横浜名古屋線（新東名高速）、京都縦貫自動車道、近畿自動車道紀勢線等を含む新規対策133施設などの工程を実施した。

③ 鉄道トンネル対策

社会生活に不可欠な大量輸送・長距離路線である基幹路線の新幹線のトンネル対策として、従前から継続している東北新幹線及び山陽新幹線の対策を中心に実施した。

鉄道トンネル対策の完了施設数は中間見直し計画84施設に対し93施設、施設整備費は中間見直し計画5,985百万円に対して4,483百万円となった。

主な取組みとして、東北新幹線の北上～盛岡～いわて沼宮内間10施設、山陽新幹線の博多～小倉、新山口～厚狭間16施設、事業者設備追加49施設など計93施設を整備完成した。また新たに北陸新幹線（高崎～安中榛名間）の調査を上期に開始し工事に着手した。

④ 地下鉄等駅間対策

地下鉄等駅間対策の完了施設数は中間見直し計画137施設に対し123施設、施設整備費は中間見直し計画6,568百万円に対して7,507百万円となった。

主な取組みとして、JR横須賀線東京～品川間、神戸市営地下鉄湾岸線全区間等、新規対策78施設を完成した。なお、施設管理者との工事調整の長期化等により神戸市営地下鉄西神・山手線4施設が次年度繰り延べとなったが、早期完了を目指し引続き施設管理者、協力会社などと連携し対策を進めていくこととした。

(2) 電波遮へい対策施設における設備撤去

設備撤去数は中間見直し計画230施設に対し208施設、撤去費用は中間見直し計画2,465百万円に対して1,447百万円となった。

平成24年度から推進している第2世代用中継設備撤去は、東海道新幹線43施設、阪急電鉄5施設の計48施設の撤去完了をもって終結した。なお、撤去費用は、施設管理者との撤去物調整による減等、中間見直し計画1,334百万円に対して686百万円であった。

また、その他設備撤去は、既存中継設備撤去の翌年度繰り延べ等、中間見直し計画182施設に対し160施設、撤去費用は中間見直し計画1,131百万円に対して761百万

円となった。

(3) 電波遮へい対策施設の維持管理

平成 27 年度は、電波遮へい対策施設の中継設備の管理費支出として、中間見直し計画 12,367 百万円に対して 12,267 百万円となった。

主な取組みは以下のとおり

① 対策施設の維持管理

地下駅等対策設備、地下鉄等駅間対策設備、高速道路・国道等の道路トンネル対策設備及び新幹線等の鉄道トンネル対策設備など、電波遮へい対策施設の定期点検を計画的に行うと併に、点検結果による修繕及び故障発生に伴う復旧対応を実施した。

平成 27 年度に完成する対策設備を含め中継設備の保守・修繕費支出として、中間見直し計画 1,967 百万円としたが、隧道定期点検等施策の一部について、次年度に持ち越し等により 351 百万円減の 1,616 百万円となった。

また、施設賃借料は借室増加等による増、行政財産使用料は条例改正に伴う使用料の減額等、光ケーブル使用料は契約見直し等の減により、中間見直し計画 6,913 百万円に対して 188 百万円減の 6,725 百万円となった。

② 支障移転

大阪市営地下鉄の耐震補強工事等に伴う中継設備の大規模な移転を含め、大手町駅及び駅間、恵那山トンネル等の大規模な移転を実施したことにより、支障移転は、中間見直し計画 289 百万円に対して 190 百万増の 479 百万円となった。

③ 予防保全

故障復旧時間短縮のため、中継装置等予備機購入を実施し、中間見直し計画の通り 74 百万円となった。

2 無線システム普及支援事業

事業を開始した平成 17 年度から平成 22 年度までに整備を行い、平成 27 年度期首時点において回線提供を行っている 380 回線の維持・管理を行った。平成 27 年度は、平成 17 年度に開通した 4 回線の国庫補助対象期間が平成 28 年 3 月に満了となったことから固定回線事業者等との調整をはじめ事業満了に関する事務手続きを実施した。また、回線提供先からの要望により一部回線の伝送路の品目変更手続きを実施している。なお、平成 27 年度末現在の回線提供数は 376 回線となった。

伝送路整備事業費支出は、中間見直し計画の通り 1,059 百万円となった。

3 移動通信用鉄塔施設事業

過疎地等における情報格差の是正を目的として設立された公益法人から移動通信サービスの利用に必要な中継設備について平成 24 年度までに受入れが完了した 27 施設の維持管理を行っている。平成 27 年度は、設備点検・固定資産調査の他、雨水対策等の軽微な設備保守を実施し、予定していた発錆による鉄塔の部分塗装は現地の早期降雪により次年度に繰り延べたことから、中継設備管理費支出として中間見直し計画 22 百万円に対し、3 百万円減の 19 百万円となった。

II 法人の管理運営

1 法人の運営について

法令、定款及び規程類等に則り、公益社団法人の運営を適切に行うとともに、公益目的事業を円滑かつ効率的に実施して行くことを念頭に取組みを行っている。

平成 27 年度は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部改正（H27.5.1 施行）に伴い、第 10 回理事会（H27.6.2 開催）の決議を経て、「内部統制システムに関する体制の整備について」を「内部統制システムの整備に関する基本方針」として一部見直しを行った。なお、元とした「内部統制システムに関する体制の整備について」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）及び一般社団・財団法人法施行規則に規定する、理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制として、本協会が制定したもの。また、一般社団・財団法人法の一部改正（H27.5.1 施行）に伴い定款の法律に対応する部分等変更が必要な規定について、第 3 回定時総会（H27.6.18 開催）の決議を経て定款の一部変更を行うとともに行政庁へ変更の届出を実施した。

公益社団法人移行 2 期目の平成 26 年度事業報告・決算については、法令及び定款の規定に基づき第 3 回定時総会（H27.6.18 開催）に報告を行った後、理事会の決議を経て行政庁へ平成 26 年度の事業報告書等に係る定期提出書類を 6 月末に提出した。また、6 月 18 日に理事全員の任期の満了に伴って新たに理事が選任されると共に代表理事の選定が行われ代表理事が交代している。代表理事の交代に伴う各種行政手続及び施設管理者等に対する名義変更等の対応は上期に完了した。

事務局の運営については、財務会計システムと契約処理プロセスの連携及び効率化を目指した機能拡充を上期に実施する供に、中継設備構築の工事進捗を把握するシステムを下期に導入した。引き続き事務局の効率的な運営に取り組む。

事務局運営経費などの法人会計については、協会内業務のシステム構築費及びシステム維持管理業務委託費など、管理費支出の事業活動支出として 1,180 百万円、固定資産取得支出等の投資活動支出として 314 百万円の合計 1,494 百万円であった。

III 法人の業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況の概要

○ 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 90 条第 5 項の規定により、一般社団・財団法人法第 90 条第 4 項第 5 号及び一般社団・財団法人法施行規則第 14 条に規定する、理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制として、法令の改正（H27.5.1 施行）に伴い、内部統制システム整備に関する体制について一部見直しを行い、「内部統制システムの整備に関する基本方針として」第 10 回理事会にて以下の内容の決議（H27.6.2 開催）を行っている。

内部統制システムの整備に関する基本方針

- 1 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、職員倫理規程、公益通報者保護規程等の規程を定め、職員相互間の適切な監督体制を創設する。
 - (2) 理事が他の理事の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事に報告すると

ともに、遅滞なく理事会において報告する。

- (3) 監事を窓口とする内部通報制度（監事ホットライン）の利用を促進し、法人における法令・定款違反行為または職員倫理規程の違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (4) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。
- (5) 監事は、監事監査規程に基づき、理事会及びその他の重要な会議、業務執行状況の調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事は、社員総会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令・定款及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
- (2) 代表理事（会長）及び業務執行理事（専務理事）は、法令・定款に従い自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- (3) 理事は、事務処理規則に従い、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、規則・規程等を適切に保存し、管理する。
- (4) 理事及び監事は、必要に応じいつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- (2) 役職員はリスク管理規程に基づき、リスクに関する措置を行うとともに、業務執行会議にリスク管理に関する重要な事項を報告し、業務執行会議は法人のリスク管理の実施について監督する。
- (3) 不測の事態が発生した場合、又はその発生が予測される場合には、代表理事（会長）を室長とする緊急事態対策室を設置し、損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時理事会を毎事業年度2回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
- (2) 本法人の事業運営に関わる重要事項については、理事会において審議し、その審議を経て執行の決定を行う。
- (3) 理事会の決定に基づく業務執行については、事務処理規則、責任規程等において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
- (4) 理事は、事業計画及び予算について、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、効率的な運営を確保するとともに、予算の進捗状況については、業務執行会議で確認し、理事会に報告する。

5 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、本協会は事務処理規則に基づき本法人の使用人から、監事スタッフ（監事補助者）を任命するものとする。
- (2) 当該使用人は、職務執行にあたり監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令は受けない。
- (3) 当該使用人の人事考課、異動及び処分については、事務処理規則に基づき監事の同意を得た上で決定し、理事からの独立性を確保する。
- (4) 監事スタッフ（監事補助者）は、業務の執行に関わる役職を兼務しないこととする。

- 6 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 理事及び使用人は本法人の業務又は事業に影響を与える重要な事項について監事にその都度報告する。前記にかかわらず、監事は、いつでも必要に応じて、理事及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 監事が報告を求めたときは、理事及び使用人は、迅速かつ的確に対応するものとする。
 - (3) 理事は、内部通報制度（監事ホットライン）規程を定め、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、またその適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
- 7 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 理事の職務執行を監査するために必要な監査費用については、理事は監事と協議の上、予算に計上する。
 - (2) 理事は、監事から本法人の業務に関する監査費用の前払または償還の請求があったときは、原則としてこれを拒むことが出来ない。
 - (3) 監事は法人に対し善管注意義務を負うことから、監査費用の支出については、効率性及び適正性にに基づき行う。
- 8 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監事は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、理事会その他重要な会議に出席するほか、必要に応じて、決裁文書その他業務執行上の重要な書類を閲覧し、理事及び使用人に説明を求めることができる。
 - (2) 監査を実効的に行うために、代表理事（会長）、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。
 - (3) 監事は、必要に応じ自らの判断により、弁護士、公認会計士、税理士など外部の専門家を活用することができる。

○ 当該事業年度における当該体制の運用の概要

上記の「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムの適切な運用に努めており、当該年度における当該体制の運用の概要は以下のとおり。

- ① 業務の執行を行う理事及び事務局職員に対し、公益社団法人の役職員として、職務の遂行にあたり、法令、定款及び規程類に適合した法人運営を行うため、法人の運営に関する法令研修を実施した。
- ② 理事会を4回開催し、本協会の業務執行の決定をはじめ、法令、定款及び規程類に規定されている事項の決議をするとともに、代表理事（会長）及び業務執行理事（専務理事）から3回職務執行状況の報告を受け、理事相互間の意思疎通を図り相互に業務執行の監督を実施した。
- ③ 理事会で決議を受けた当該年度の事業計画及び予算等、本協会の業務執行の決定事項について、業務執行会議を12回開催し、事業計画等の執行の進捗状況の確認を行い、

理事会に執行状況を報告し事業計画の中間見直し等を実施した。

- ④ 情報管理委員会を開催し、本協会の情報セキュリティのマネジメント体制及び運用状況を確認するとともに、業務の執行を行う理事及び事務局職員に対し情報管理セキュリティ研修を実施した。
- ⑤ 監事の監査が実効的に行われることを確保するため、代表理事（会長）及び会計監査人とそれぞれとの間で意見交換を実施するとともに、監事からの要請に基づき、監事スタッフ（監事補助者）を配置している。また、監事は重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、すべての理事会及び業務執行会議に出席し理事の効率的な職務の執行の監査を実施した。
- ⑥ 損失の危険の管理に関し、リスク管理規程に基づき具体的リスクの回避、軽減等に向けて、予見の洗い出し・検討を実施した。
- ⑦ 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、法人における法令・定款違反行為または職員倫理規程の違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見に努めるため、理事及び事務局職員に対し内部通報制度に基づく監事ホットラインの利用方法の周知を行うと伴に、公益通報者保護制度に基づき職員等へ相談窓口の利用周知を行っている。

以上